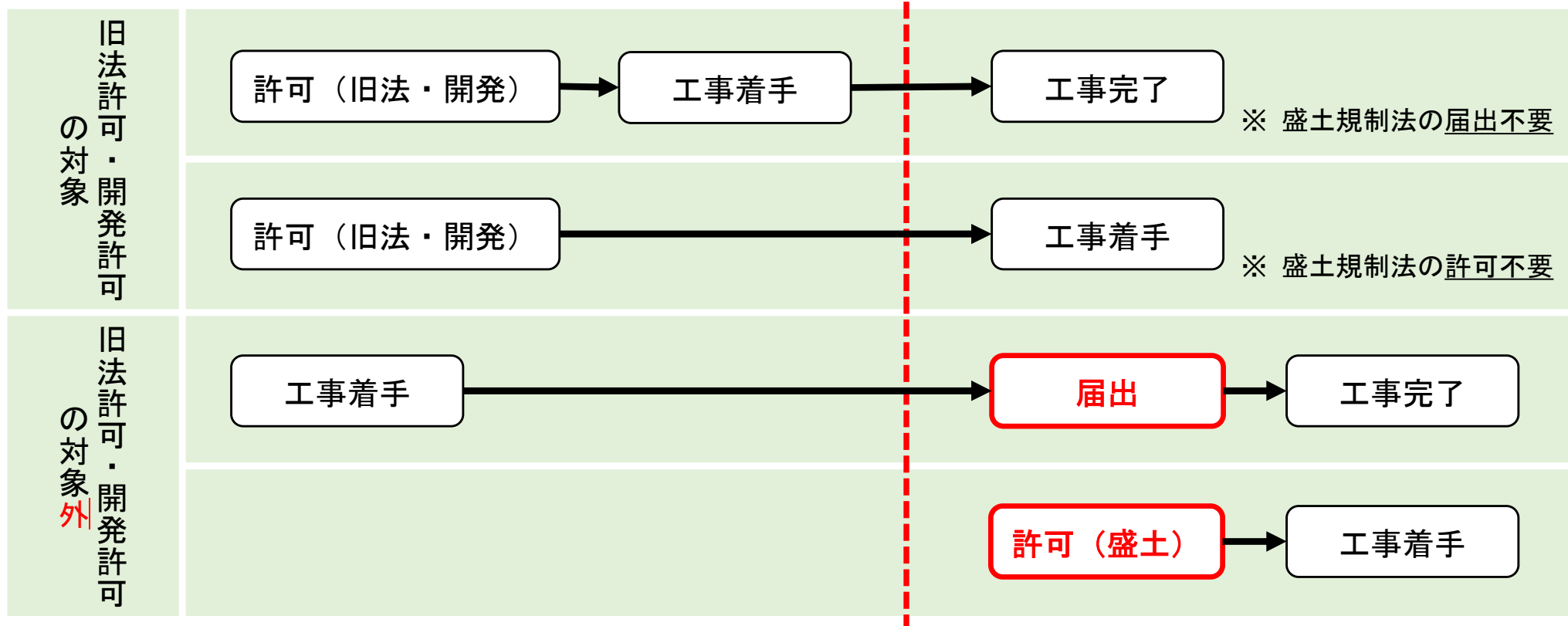


運用開始前後の許可手続き等の取扱い

- 令和7年4月1日以降に、盛土規制法の許可対象規模に該当する工事を行う場合には、**許可が必要**になります。
- 運用開始時点で工事に着手している場合には、許可ではなく**届出が必要**となります。
- ※ 宅地造成等規制法（旧法）の規制区域内であって、旧法許可又は開発許可を受けている場合は、盛土規制法の許可及び届出は不要

旧法の規制区域内の場合

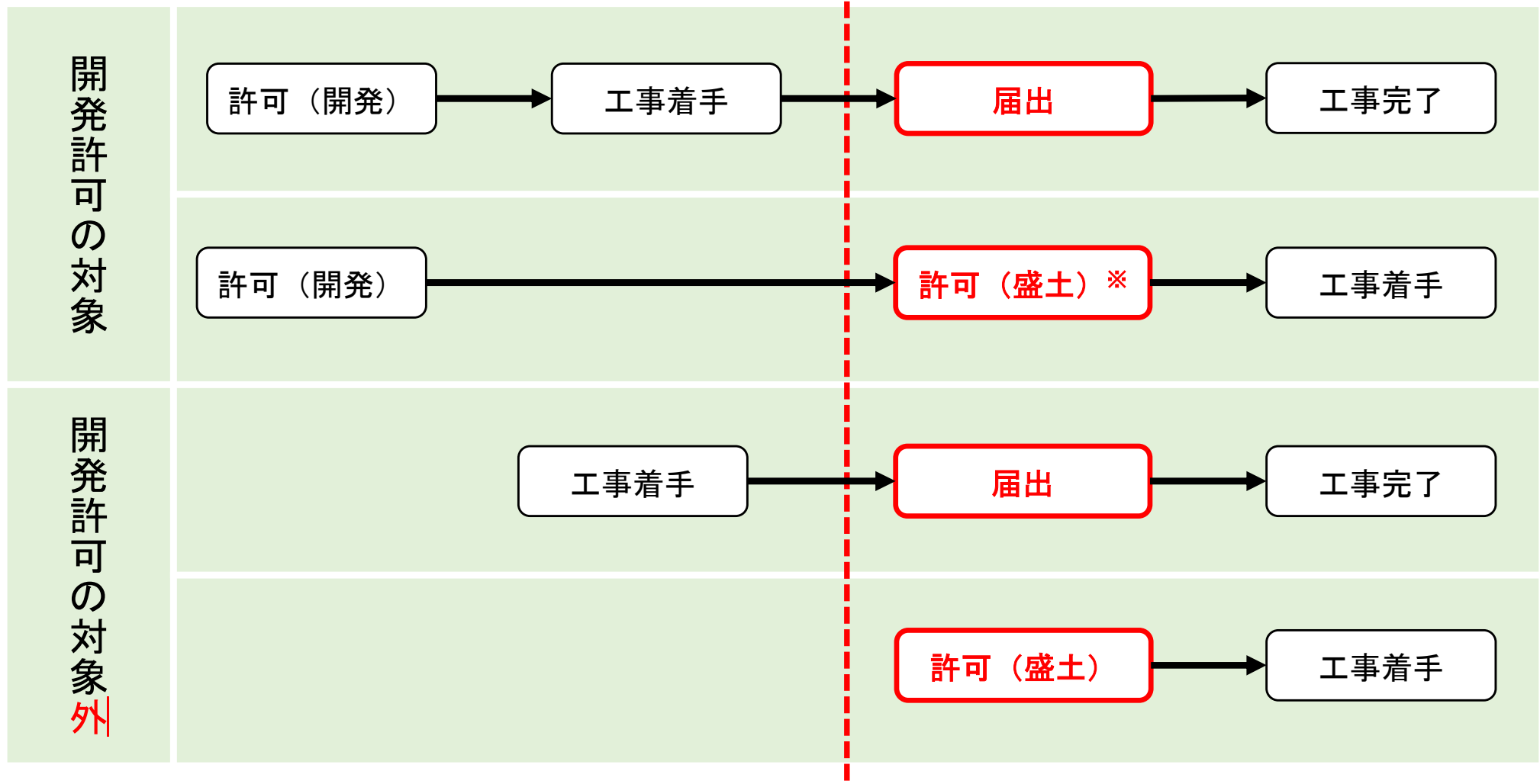
盛土規制法運用開始
(令和7年4月1日)



運用開始前後の許可手続き等の取扱い

旧法の規制区域外の場合

盛土規制法運用開始
(令和7年4月1日)



※開発許可を受けていても、運用開始時点で工事に着手していない場合には、盛土規制法の許可が必要となりますので、ご注意ください。